

《消費税引き上げに係る増収分の使途状況について》

少子高齢化の進展に伴い今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源を確保するため、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられており、増収分については、すべて社会保障経費の財源とし、使途を明確にすることとされています。

令和8年度予算における中能登町での増収分及び充当事業は、以下の通りです。

【歳入】

令和8年度 地方消費税交付金(社会保障財源分)

257,800 千円

【歳出】

地方消費税引上げ分の使途一覧

(単位:千円)

充当事業		事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源	うち引上げ分
社会福祉	保育園運営費	399,619	121,249	14,700	12,484	251,186	257,800
	福祉医療費支給事業	129,913	31,545	0	0	98,368	
	児童福祉事務事業	21,822	4,396	0	610	16,816	
保健衛生	感染症予防事業	94,079	578	0	0	93,501	
	保健事業	25,958	1,018	0	0	24,940	
	母子保健事業	19,840	6,985	0	0	12,855	
合計		691,231	165,771	14,700	13,094	497,666	